



2022年2月21日

各位

会社名 ウェルスナビ株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 柴山 和久
(コード番号：7342 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 CFO 廣瀬 学
(TEL. 03-6632-4911)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更を2022年3月開催予定の当社第7期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、当社は2022年2月14日の取締役会にて、本株主総会で承認されることを条件として監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定しており、本定款の一部変更は、監査等委員会設置会社への移行に係る定款の一部変更を含んでおります。監査等委員会設置会社への移行の詳細につきましては、2022年2月14日付の「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の追加

今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため事業目的を追加し、現行の表記を修正するものであります。

(2) 監査等委員会設置会社への移行

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、その他所要の修正を行うものであります。

(3) 場所の定めのない株主総会の開催

2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、新たに上場会社で場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、株主総会の開催方式の拡充を目的として、定款第13条第2項を追加するものであります。

なお、定款第13条の変更の効力発生は、本株主総会での決議に加え、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律に基づき、場所の定めのない株主総会とすることが株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

(4)株主総会参考書類等の内容である情報の電子提供措置

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2022年3月24日(予定)

定款変更の効力発生日 : 2022年3月24日(予定)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 <条文省略></p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～9. <条文省略></p> <p>10. 資金移動業</p> <p><新設></p> <p>11. 前各号に附帯又は関連する業務</p> <p>第3条 <条文省略></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 <現行どおり></p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～9. <現行どおり></p> <p>10. <u>前払式支払手段の発行、販売及び管理に係る業務並びに資金移動業務</u></p> <p>11. <u>他の事業者のあっせん又は紹介</u></p> <p>12. <u>貸金業その他金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介に係る業務</u></p> <p>13. <u>損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>14. <u>銀行代理業務</u></p> <p>15. <u>電子決済等代行業務</u></p> <p>16. <u>銀行、貸金及び保険分野における金融サービス仲介業務</u></p> <p>17. <u>電子商取引その他の取引における代金決済サービスの提供</u></p> <p>18. <u>クレジットカード業務及びクレジットカード会員の募集代行業務</u></p> <p>19. <u>確定拠出年金の受付事務及び運営管理業務</u></p> <p>20. <u>信託業法に規定する信託契約代理業務</u></p> <p>21. <u>遺言の執行又は遺産の整理に関する契約の締結の媒介に係る業務</u></p> <p>22. <u>ファイナンシャルプランニング業務並びにその仲介及び斡旋</u></p> <p>23. <u>ライフプランニング業務並びにその仲介及び斡旋</u></p> <p>24. <u>電気通信事業</u></p> <p>25. 前各号に附帯又は関連する業務</p> <p>第3条 <現行どおり></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p><削除></p> <p>3. 会計監査人</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第9条 <条文省略></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定める。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第12条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第14条 <条文省略></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>第5条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第9条 <現行どおり></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 <現行どおり></p> <p style="padding-left: 2em;">2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">3 <現行どおり></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第12条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 <現行どおり></p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第14条 <現行どおり></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>第 16 条～第 17 条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当社の<u>取締役は、10 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>2 <u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 <u>取締役の任期は、その選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p>	<p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 16 条～第 17 条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当社の<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とし、監査等委員である取締役は 4 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 19 条 <現行どおり></p> <p>2 <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u></p> <p>3 <現行どおり></p> <p>4 <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5 <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 <u>当社は取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役1名以上を選定する。</u></p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>第22条 <条文省略></p> <p>(取締役会の招集の通知)</p> <p>第23条 取締役会を招集するときは、取締役会の日の3日前までに、各取締役及び監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 <条文省略></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 <u>取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役1名以上を選定する。</u></p> <p>2 <現行どおり></p> <p>第22条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の招集の通知)</p> <p>第23条 取締役会を招集するときは、取締役会の日の3日前までに、各取締役に対してその通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条～第27条 <条文省略></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第29条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第30条 <u>当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 <u>監査役の任期は、その選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第33条 <u>監査役会を招集するときは、監査役会の日の3日前までに、各監査役に対してその通知を發する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第35条 <u>監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>第27条～第28条 <現行どおり></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を免除することができる。ただし、当該決議に基づく賠償責任の免除額は、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とする。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の監査役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員及び監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">(常勤の監査等委員)</p> <p>第30条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会の決議)</p> <p>第32条 監査等委員会の決議は、当該事項の議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。</p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会規程)</p> <p>第33条 監査等委員会に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第39条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第40条～第43条 <条文省略></p> <p style="padding-left: 40px;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第34条～第35条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第36条～第39条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">(附則)</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 2022年3月開催の第7期定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任の免除及び監査役と締結済の責任限定契約については、<u>なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款の定めによる。</u></p> <p><u>(場所の定めのない株主総会に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 第13条(招集)にかかる定款変更の効力発生は、<u>産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律に基づき、場所の定めのない株主総会とすることが株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件とする。</u></p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p>第3条 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更第15条(電子提供措置等)の新設は、<u>会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>